

新たな難病医療費助成制度における 指定医の申請手続きについて

指定医について

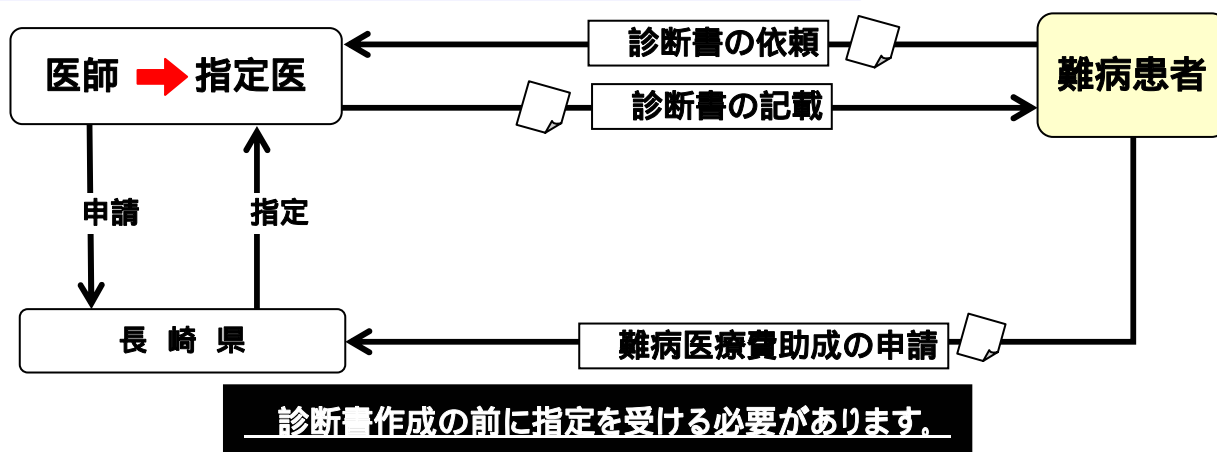
平成26年5月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立し、平成27年1月1日から新たな難病医療費助成制度が実施されます。

新制度では、難病患者の方は、知事の定める医師（「指定医」）が作成した診断書を添えて申請する必要があります。指定医以外の診断書は認められません。

指定医の指定を受けるためには、申請手続が必要になります。

2ページ以降に要件等を記載しておりますので、ご参照の上、下記の手続をお願いします。

指定医の申請と難病の医療費助成申請の流れ



指定医の申請手続等

【必要書類】

以下の順番で書類を整理し、医師ごとにホッチキス止めしたうえでご提出ください。

指定医指定申請書兼経歴書

医師免許の写し

専門医に認定されていることを証明する書類の写し

ただし、2ページの要件で難病指定医（専門資格による）の申請の方のみ。

なお、厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格を有することが確認できるものが必要となります。

【提出及び問合せ先】

〒850-8570 長崎県尾上町3番1号

長崎県福祉保健部国保・健康増進課（疾病対策班）あて

電話：095-895-2496

指定医の要件・責務・有効期間

【要件】

難病指定医：（新規申請用及び更新申請用の診断書のいずれも作成可能です。）

以下の ① の要件を満たした上で、 ② 又は ③ のどちらかを満たすこと
① 診断又は治療に5年以上従事した経験を有すること
② 診断書を作成するのに必要な知識と技能を有すること
③ 国が定める学会が認定する専門医の資格を有すること
知事が指定する研修（5～6時間程度）を修了したこと。

協力難病指定医：（更新申請用の診断書のみを作成可能です。）

以下の ① の要件を満たすこと
① 診断又は治療に5年以上従事した経験を有すること
② 診断書を作成するのに必要な知識と技能を有すること
知事が行う研修（1～2時間程度）を修了したこと
ただし、 ③ の内容は、難病指定医の ③ の内容とは異なる予定です。

【責務】

難病指定医（研修資格による）及び協力難病指定医は、5年ごとに指定医の区分に応じた研修を受ける必要があります。

申請内容に変更があったときは、変更のあった事項及びその年月日を指定を受けた知事に届ける必要があります。

【有効期間】

難病指定医（専門医資格による）の有効期間は、指定日から5年間です。

難病指定医（研修資格による）及び協力難病指定医の有効期間は、指定日から5年間です。

【留意事項】

指定後、長崎県から申請者宛に指定通知を送付します。

指定を行った後、主たる勤務先医療機関及び氏名等を長崎県が公表します。

研修や変更届などの事務手続きについては、今後、県のホームページに掲載し、ご案内します。

よくある質問

- Q 1 専門医として指定医の指定を受けた場合、専門分野内での診断（臨床調査個人票の記載）しかできないのか。
- A 1 指定医は、すべての指定難病について診断（臨床調査個人票の記載）が可能です。
- Q 2 長崎県知事の指定を受けた指定医が、長崎県以外の病院で申請用の診断書（臨床調査個人票）を作成可能か。
- A 2 長崎県以外でも、申請用の診断書（臨床調査個人票）を作成可能です。
- Q 3 居住地と勤務地の都道府県が異なる場合、申請はどちらにすべきか。
- A 3 勤務地の都道府県知事宛に申請してください。
- Q 4 複数の都道府県で勤務している場合、指定医の申請は、どこの都道府県で行ってもよいのか。
- A 4 主として勤務している医療機関が所在している都道府県の知事宛に申請してください。
- Q 5 歯科医師は指定になることができるのか。
- A 5 歯科医師は指定医になることはできません。現在、指定されている指定難病の中には、歯科医師が主体となって診断及び治療を行うことが必要とされる疾病は含まれないためです。

[専門医リスト]

日本内科学会	総合内科専門医
日本小児科学会	小児科専門医
日本皮膚科学会	皮膚科専門医
日本精神神経学会	精神科専門医
日本外科学会	外科専門医
日本整形外科学会	整形外科専門医
日本産科婦人科学会	産婦人科専門医
日本眼科学会	眼科専門医
日本耳鼻咽喉科学会	耳鼻咽喉科専門医
日本泌尿器科学会	泌尿器科専門医
日本脳神経外科学会	脳神経外科専門医
日本医学放射線学会	放射線科専門医
日本麻酔科学会	麻酔科専門医
日本病理学会	病理専門医
日本臨床検査医学会	臨床検査専門医
日本救急医学会	救急科専門医
日本形成外科学会	形成外科専門医
日本リハビリテーション医学会	リハビリテーション科専門医
日本消化器病学会	消化器病専門医
日本循環器学会	循環器専門医
日本呼吸器学会	呼吸器専門医
日本血液学会	血液専門医
日本内分泌学会	内分泌代謝科(内科・小児科・産婦人科)専門医
日本糖尿病学会	糖尿病専門医
日本腎臓学会	腎臓専門医
日本肝臓学会	肝臓専門医
日本アレルギー学会	アレルギー専門医
日本感染症学会	感染症専門医
日本老年医学会	老年病専門医
日本神経学会	神経内科専門医
日本消化器外科学会	消化器外科専門医
日本胸部外科学会	呼吸器外科専門医
日本呼吸器外科学会	呼吸器外科専門医
日本胸部外科学会	心臓血管外科専門医
日本心臓血管外科学会	心臓血管外科専門医
日本血管外科学会	心臓血管外科専門医
日本小児外科学会	小児外科専門医
日本リウマチ学会	リウマチ専門医
日本小児循環器学会	小児循環器専門医
日本小児神経学会	小児神経科専門医
日本小児血液・がん学会	小児血液・がん専門医
日本周産期・新生児学会	周産期(新生児)医専門医
日本周産期・新生児学会	周産期(母体・胎児)医専門医
日本婦人科腫瘍学会	婦人科腫瘍専門医
日本生殖医学会	生殖医専門医
日本頭頸部外科学会	頭頸部がん専門医
日本放射線腫瘍学会	放射線治療専門医
日本医学放射線学会	放射線治療専門医
日本医学放射線学会	放射線診断専門医
日本手外科学会	手外科専門医
日本脊髄外科学会	脊椎脊髄外科専門医
日本脊椎脊髄病学会	脊椎脊髄外科専門医
日本集中治療医学会	集中治療専門医
日本専門医機構	総合内科専門医
	小児科専門医

皮膚科専門医
精神科専門医
外科専門医
整形外科専門医
産婦人科専門医
眼科専門医
耳鼻咽喉科専門医
泌尿器科専門医
脳神経外科専門医
放射線科専門医
麻酔科専門医
病理専門医
臨床検査専門医
救急科専門医
形成外科専門医
リハビリテーション科専門医
消化器病専門医
循環器専門医
呼吸器専門医
血液専門医
内分泌代謝科(内科・小児科・産婦人科)専門医
糖尿病専門医
腎臓専門医
肝臓専門医
アレルギー専門医
感染症専門医
老年病専門医
神経内科専門医
消化器外科専門医
呼吸器外科専門医
心臓血管外科専門医
小児外科専門医
リウマチ専門医
小児循環器専門医
小児神経専門医
小児血液・がん専門医
周産期専門医
婦人科腫瘍専門医
生殖医専門医
頭頸部がん専門医
放射線治療専門医
放射線診断専門医
手外科専門医
脊椎脊髄外科専門医
集中治療専門医